

農地の貸借・売買の相談窓口のお知らせ

農業経営基盤強化促進法の改正により、地域農業の将来の在り方を示した登米市の地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）が令和7年3月28日に公告されました。

地域計画公告後からの農地の貸借、売買の相談窓口は、以下のとおりです。なおお知らせします。

【窓口（問い合わせ先）】

＜地域計画・農地法第3条に関すること＞

- ・ 地域計画の制度について：産業経済部産業総務課 0220-34-2716
- ・ 農地法第3条について：農業委員会事務局 0220-34-2317

＜農地中間管理事業に関すること＞

●地域計画区域内（貸借・農業を担う者）

JAみやぎ登米

- ・ 西部営農経済センター【迫・南方】 0220-22-3232
- ・ 南部営農経済センター【米山・登米・豊里】 0220-55-3111
- ・ 東部営農経済センター【中田・石越・東和】 0220-34-7011

JA新みやぎ

- ・ 志津川営農センター【津山】 0226-46-3680

●上記以外の貸借、売買

- ・ 農業委員会事務局 0220-34-2317

●農地中間管理事業全般

- ・ みやぎ農業振興公社（農地中間管理機構） 022-275-9192

農地の貸借・売買の詳細については、ホームページをご覧ください。



登米市ホームページ

「農地の貸借・売買の方法が変わります」



登米市農業委員会 0220-34-2317